

令和8年度 「中央区にぎわいスクエア」業務委託 にかかる公募型プロポーザル募集要項

令和8年度 「中央区にぎわいスクエア」は、地元企業、商店会等との連携のもと、なんば広場を中心とする大阪ミナミ一帯において、「中央区にぎわいスクエア」を開催することにより、中央区に有する歴史的・文化的な地域資源を活かしたまちの魅力情報を効果的に発信し、区全体の賑わい創出につなげることを目的として実施する。

この事業の実施にかかる情報収集・企画・運営業務の委託について、公募型プロポーザルを次のとおり行う。

1 案件名称

令和8年度 「中央区にぎわいスクエア」業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地元企業、商店会等との連携のもと、なんば広場を中心とする大阪ミナミにおいて、「中央区にぎわいスクエア」を開催することにより、中央区に有する歴史的・文化的な地域資源を活かしたまちの魅力情報を効果的に発信し、区全体の賑わい創出につなげることを目的とする。

なお、事業の実施にあたっては、(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が主催する大阪ミナミを中心としたイベントと一体的に開催し、人流の回遊を促す中央区の一大イベントとして盛り上げていくこととする。

(2) 業務内容

ア 中央区に有する歴史的・文化的な地域資源を活かしたまちの魅力発信に効果的なイベントの企画・実施

イ 「中央区にぎわいスクエア」の効果的な開催・運営及び関係先との調整業務

ウ 実施報告等

エ その他事業目的の達成のために必要な事項

(3) 事業規模（契約上限額）

6,679,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（「なんば広場の会場使用料（維持管理協力金）」を除く。）は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

なお、なんば広場の会場使用料（維持管理協力金）は、本市から直接支払うこととする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

本事業の実施は、令和8年度予算が成立することが前提であり、予算不成立の場合に

は実施しないものとする。また、本件プロポーザルにかかる契約締結については、令和8年度の本事業の予算の発効時以後とする。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙契約書（案）参照

(4) 契約保証金

契約保証金 有（ただし、大阪市契約規則等に該当するときは免除する）

保証人 なし

(5) 再委託について

ア 令和8年度 「中央区にぎわいスクエア」業務委託契約書（以下「本件契約書」という。）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（ア）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本件契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる（1）～（11）までの要件のすべてを満たしている法人、個人事業主または任意団体（法人格は問わない）であること。

（1）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（2）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（3）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと

（4）企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

（5）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと

（6）公共の福祉に反する活動をしていないこと

（7）大阪市内に事業所を有する者にあっては、市税に係る徴収金を完納していること。

（8）府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（9）府の区域内に事業所を有しないものにあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（10）消費税及び地方消費税を完納していること。

（11）任意団体においては、次の基準を満たしていること。

ア 団体としての組織を備えていること

イ 多数決原則が行われていること

ウ 構成員が変更しても団体そのものが存続すること

エ 団体としての組織運営方法（代表者の選定、総会の運営、財産の管理等）が確立し、団体としての活動実績を有していること

5 スケジュール

・公募開始	令和 8 年 1 月 26 日（月）
・質問受付締切	令和 8 年 1 月 30 日（金）
・質問に対する回答	令和 8 年 2 月 2 日（月）
・参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 2 月 9 日（月）
・参加資格決定通知	令和 8 年 2 月 10 日（火）

・企画提案書の提出期限	令和8年2月24日（火）
・選定会議	令和8年3月9日（月）（予定）
・選定結果通知	令和8年3月上旬
・契約締結	令和8年4月1日（水）
・事業完了	令和8年12月25日（金）

6 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）
(土曜日・日曜日・祝日を除く9時00分～17時30分まで)

イ 提出書類

※ 令和7年、8年、9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されている者は、書類（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（ク）、（ケ）、（コ）は省略できるものとする。

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式1）

（イ）事業者又は団体概要（様式は任意とする）

（ウ）法人の登記簿謄本または登記事項証明書（提出日前3ヵ月以内に発行、写し可）

※ 個人事業主の場合は、代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（成年被後見人、破産者でないことの証明）、法務局発行の成年後見登記にかかる代表者の登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明）

※ 任意団体の場合は定款又は定款に類する規定及び代表者資格証明書（代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本（書類の枚数が多いとき）又はこれに代わる書類、直近の総会資料等

（エ）直近事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は確定申告書

（オ）印鑑証明書

（カ）使用印鑑届（様式2）

（キ）申出内容誓約書（様式3）

（ク）大阪市に事業所を有する者にあっては、直近1か年の大阪市の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3ヵ月以内に発行されたもの：写し可）

※ 非課税または固定資産税の対象となるものがない場合は、その旨を記載した理由書

（ケ）大阪府の府税事務所発行の府税（全税目）の納税証明書（提出日前3ヵ月以内に発行されたもの：写し可）

大阪府に事業所を有しない場合は本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する直近1か年の納税証明書（全税目）（全項目の証明様式がない場合、「法人事業税・法人（都道府県）民税」、「個人事業税」の証明で可）

※ 非課税の場合は、その旨を記載した理由書

（コ）本店管轄税務署発行の消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3ヵ月以内に発行されたもの：写し可）その3、その3の2、その3の3のいずれか（その1、その2、その4は不可）

※ 非課税の場合はその旨を記載した理由書

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

中央区役所 5 階 57 番窓口 (魅力推進課魅力推進グループ)

オ 参加資格決定通知

令和 8 年 2 月 10 日 (火) 発送の文書により通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和 8 年 1 月 26 日 (月) から令和 8 年 1 月 30 日 (金) 17 時 30 分まで

イ 提出方法

別紙「質問票 (様式 4)」に記載し、メールアドレス：te0016@city.osaka.lg.jp まで
E メールにより提出すること。

ウ 回答

令和 8 年 2 月 2 日 (月) に中央区役所ホームページに回答を掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受けないものとする。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書類において、提案できる案は 1 案のみとし、様式については、原則 A4 版で作成すること。

イ 企画提案書類の必須記載項目は、以下のとおりとする。

(ア) 本事業に対する区民協働の考え方、本業務の実施方針

(イ) 提案のセールスポイント

(ウ) 各業務の実施内容、実施方法、スケジュール等

(エ) 本事業にかかる実施体制・支援体制

(オ) 類似業務実績

(カ) 提案見積・積算根拠

ウ 受付期間

令和 8 年 2 月 10 日 (火) から令和 8 年 2 月 24 日 (火)

(土曜日・日曜日・祝日を除く 9 時 00 分～17 時 30 分まで)

エ 提出部数

14 部 (正 1 部、副 13 部 ※副は複写可) 提出すること。ただし、企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、企画提案者が推定できる記載は行わないこと。

オ 提出場所

中央区役所 5 階 57 番窓口 (魅力推進課魅力推進グループ)

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 趣旨の理解度【20 点】

本事業の趣旨や目的を十分に理解された提案となっているか

イ にぎわい創出の効果 (企画力)【30 点】

(ア) 多くの人を惹きつける、また、中央区の魅力を感じてもらえるような創意工夫のある提案となっているか

(イ) 中央区の魅力の効果的な情報発信を行い、区全体のにぎわい創出につなげる提案となっているか

(ウ) 大阪ミナミを中心とした人流の回遊性の向上を図り、にぎわいを創出するような提

案となっているか

ウ 実施スケジュール【10点】

無理のないスケジュールとなっているか

エ 実施体制【25点】

関係団体との連携・調整も含め、確実に業務を遂行できる体制となっているか

オ 実績【10点】

同種・類似業務の実績が豊富であるか

カ 予算【5点】

効率的で妥当な経費での提案となっているか

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和8年度 『中央区にぎわいスクエア』業務委託業者選定会議」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和8年3月9日（月）（予定）

詳細については、令和8年2月10日（火）発送の文書またはメールにより通知する。

(イ) 場所 中央区役所内会議室

詳細については、令和8年2月10日（火）発送の文書またはメールにより通知する。

(ウ) 内容・方法 企画提案者が企画等につきプレゼンテーションを行い、その後選定委員から質疑を行う。プレゼンテーション及び質疑の時間については参加資格決定通知時に文書にて連絡する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、趣旨の理解度（審査項目）の得点が高い方とする。

オ 審査において、合計点数が満点の50%に達しない事業者は受注者として選定しないこととする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書類の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案にあたり、「中央区将来ビジョン」等を十分に理解したうえで提案すること。

ウ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基

づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

エ　すべての企画提案書は返却しない。

オ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

カ　期限後の提出、差し替え等は認めない。

キ　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク　選定された者との契約手続き等について別途協議を行う。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

大阪市中央区役所 魅力推進課（担当：井上、田島、伊霸）

TEL 06-6267-9831 FAX 06-6264-8283

Eメール te0016@city.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/chuo>